

宇城市建設工事に係る業務（建設コンサルタント等）最低制限価格制度の算定基準

（趣旨）

第1条 この基準は、宇城市が競争入札により建設工事に係る測量設計、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント及びその他コンサルタント業務（以下、「建設コンサルタント等業務」という。）の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

（対象）

第2条 最低制限価格制度の対象となる建設コンサルタント等業務は、価格競争入札方式による指名競争入札及び一般競争入札に付する建設コンサルタント等業務とする。

（最低制限価格の算定）

第3条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準価格に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 最低制限基準価格は、別表の業務の種類欄に掲げる種類に応じ、同表算定基礎額1の欄から算定基礎額4の欄までに掲げる予定価格（消費税及び地方消費税を抜く。以下同じ。）の算出の基礎となった額の合計額とする。

なお、その他コンサルタント業務の場合は、予定価格に100分の70を乗じて得た額（1円未満切捨て）とする。

3 業務の種類に応じた最低制限基準価格の上限額及び下限額については、次のとおりとする。

(1) 測量業務の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の82を超えるときにあつては予定価格に100分の82を乗じて得た額（1円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の100分の60に満たないときにあつては予定価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切捨て）。

(2) 地質調査業務の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の85を超えるときにあつては予定価格に100分の85を乗じて得た額（1円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の3分の2に満たないときにあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切捨て）。

(3) 補償コンサルタント及び建設コンサルタント業務の場合は、最低制限基準価格が予定価格の100分の81を超えるときにあつては予定価格に100分の81を乗じて得た額（1円未満切捨て）、最低制限基準価格が予定価格の100分の60に満たないときにあつては予定価格に100分の60を乗じて得た額（1円未満切捨て）。

4 複数の種類の建設コンサルタント等業務を一の業務として発注している場合には、各々の建設コンサルタント等業務ごとに最低制限基準価格を算出し、それらの額の合計額に無作為（ランダム）係数を乗じて得た額を最低制限価格とする。

5 第1項の無作為（ランダム）係数は、電子計算組織により無作為に算出される1.00000から1.01000までの数値（小数点以下第5位まで）とする。

（最低制限価格の公表時期）

第4条 前条の規定により算出した最低制限価格は、落札者の決定後速やかに公表する。

（最低制限価格の公表方法）

第5条 公表の方法は、インターネットを利用した閲覧に供する方法により公表する。

(最低制限価格制度の対象外)

第6条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

別表 (第3条関係)

業務の種類	算定基礎額1	算定基礎額2	算定基礎額3	算定基礎額4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額(1円未満切捨て)	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額(1円未満切捨て)	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額(1円未満切捨て)	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額(1円未満切捨て)
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額(1円未満切捨て)	一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額(1円未満切捨て)
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額(1円未満切捨て)	諸経費の額に100分の60を乗じて得た額(1円未満切捨て)
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額(1円未満切捨て)	一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額(1円未満切捨て)